

NPO法人境スポーツクラブ 「フェニックスの会」会則

第1条〔名 称〕

この会は、境町グランド・ゴルフ「フェニックスの会」と称する。

第2条〔事務局〕

この会の事務局は、会長宅に置く。

第3条〔目 的〕

この会は、会員相互の親睦と楽しいグランド・ゴルフの普及発展、並びに生涯スポーツを通して健康・生きがい・仲間づくりを図る。

第4条〔組 織〕

この会の会員は、目的に賛同し、会費を納入したものに限る。

第5条〔役 員〕

今回に次の役員を置く。

(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 事務局2名 (4) 班長 (5) 調整役
会員は年度切り替えとする。但し、事情により、中途での退会や入会は認める。

第6条〔役員任期〕

この会の役員任期は2年とする。(4月1日～翌々年3月31日)
再任は妨げないものとする。

第7条〔会 費〕

- この会を運営するために必要な経費は、会費及びその他をもって充てる。
- 会費は年会費1,200円とする。但し、中途会員は、月割とし100円/月とする。
- スポーツ安全保険への加入は希望者のみとする。
- 会員中途脱会については、会費は返戻しないものとする。

第8条〔会 議〕

- この会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 定期総会は、4月上旬とする。

第9条〔事 業〕

- 定例会 毎週火曜日、土曜日 (いずれも13時集合、時間厳守)
- 場所 境町環境センターGG (火曜日) ふれあいの里GG (土曜日)
- ホールインワン基金の設立 1本100円
- 交流会 年3回 (春4月 夏8月 冬12月)

第10条〔その他〕

- 会員で、会則第3条の目的達成にふさわしくない行為があったと認められた場合は、入会が取り消される場合がある。
- 行事等におけるお祝い品などは持ち寄らない。
- 会員の死亡や病気見舞いなどについては、個人の付き合いとする。
- この会則に定めがないことについては、その都度役員会において決定する。

付則 この会則は、平成28年4月1日より施行する。